

令和5年11月第8回室戸市議会臨時会会議録

1. 日 時 令和5年11月13日(月)

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 久保田 浩	2番 池 田 教 子	3番 河 本 竜 二
4番 竹 中 真智子	5番 田 渕 信 量	6番 竹 中 多津美
7番 澤 山 保太郎	8番 亀 井 賢 夫	9番 小 椋 利 廣
10番 脇 本 健 樹	11番 山 本 賢 誓	12番 町 田 又 一

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 谷 村 直 人
事務局次長兼班長 山 本 ゆかり
議 事 班 主 任 村 田 茉 莉
議 事 班 主 事 山 田 千 華

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 植 田 壯一郎	副 市 長 黒 岩 道 宏
総 務 課 長 濱 田 亮 士	まちづくり推進課長 福 留 裕 治
財産管理課長 戎 井 健	

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第1号 議員によるパワーハラスメント疑惑調査特別委員会の設置について
日程第4 議案第2号 庁舎問題検討特別委員会の設置について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第4まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開会、開議

○議長（町田又一君） おはようございます。

ただいまから令和5年11月第8回室戸市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（町田又一君） 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。山本議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長報告）

○議会運営委員会委員長（山本賢誓君） おはようございます。

議会運営委員会委員長報告を行います。

令和5年11月第8回室戸市議会臨時会を開会するに当たり、本日、議会運営委員会を開会し、諮問のありました会期及び日程についての協議を行いました。

今期臨時会に提案されております案件は、付議事件2件、いずれもその他となっております。

会期につきましては、本日1日限りとし、審議においては委員会付託を省略することといたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（町田又一君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（町田又一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において田渕信量君及び池田教子君を指名いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第3、議案第1号議員によるパワーハラスメント疑惑調査特別委員会の設置についてから日程第4、議案第2号庁舎問題検討特別委員会の設置についてまで、以上2件を議題といたします。

ここで市長から報告事項の説明を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 本日、令和5年11月第8回室戸市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。

報告事項について申し上げます。

令和4年7月1日付で株式会社四電工高知支店常務執行役員支店長森岡孝容氏と工事請負契約を締結した令和4年度室戸センター施設通信系更新工事請負契約において、工事の施工に伴い、インターネットサービスの提供に支障が出る可能性が出てきたことから、一部の工事を取りやめたことにより、請負金額を変更する必要性が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により、別冊のとおり報告いたします。

○議長（町田又一君） 次に、日程第3、議案第1号議員によるパワーハラスメント疑惑調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

案文につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

提出者から提案理由の説明を求めます。山本賢誓君。

○11番（山本賢誓君） 議案第1号議員によるパワーハラスメント疑惑調査特別委員会の設置について、説明を行います。

室戸市執行部から議員による室戸市職員に対するパワーハラスメント疑惑実態が室戸市議会に報告をされました。この事件は、議員による行政職員に対しての行為であり、その実態解明は室戸市議会にとって議会倫理上見逃すことがあってはならない事件である。室戸市議会が率先して調査をすることが求められるとともに、疑惑解明義務も生じていると全議員が理解すべきであると思います。パワーハラスメント行為への認定等に関しては法的に非常に難しい問題もありますが、まずは実態解明への取組が最優先となります。そうしたことから特別委員会設置の提案理由とし、下記のとおり議員によるパワーハラスメント疑惑調査特別委員会設置を提案します。

記述として1、本議会に議員によるパワーハラスメント疑惑調査特別委員会を設置し、8人の委員をもって構成する。2、本議会は上記特別委員会に対して次の事項を付託する。(1)パワーハラスメント疑惑についての対象事例の聞き取り調査。(2)調査結果を公表し疑義があれば関係機関等に相談する。3、本調査特別委員会の調査事項については、議会閉会中の継続審査とし、調査終了まで存続するものとするであります。

この特別調査委員会に対して、私も意見として補足一言申し上げます。

執行部側から出てきた中では議員の名前が特定されていることはなく、これからの調査の過

程で対象議員が浮上してくるということになると思いますけれども、おかしなことに当事者として自主申告をされた方がおられます。そういった方が市内にチラシを配布されております。その内容を一部紹介しますと、議会に提出されたパワーハラ対象事例文書は怪文書である。このパワーハラスメント疑惑問題については議会では根拠なしということで終わっている。執行部が根拠なしと明言をしている。議会から追放しようとする策略である。この策略に関わる2名の議員に対して裁判所に提訴する。そして、議員リコールで対応する。疑惑行動は市民が職員からのパワーハラを防ぐために同席をした。また、個人に対して今回の対応は自主申告された方の議会活動への露骨な妨害であり、高知地裁へ提訴を準備していると、こういったチラシが市中に出回っております。

私にすれば訳の分からない怪文書であります。私の判断では、これほど虚偽の情報を市民に知らしめる行為はあきれを飛び越して哀れさえ感じます。特別委員会設置に関する圧力行為とも取れるのではないかと読み取れますが、対応としては何も無く無視することであります。私は、こういった怪文書が特別委員会を設置し審議することに何ら影響を与えることはないと思っております。大変重要な事件でありますので議会一丸となって取り組んでいけたらと期待するものでありますし、これを見逃せば議会は市民の方々からどんな批判を受けるか容易に想像ができます。提案理由でも述べましたが議会倫理が問われます。議員諸氏に判断をよろしくお願ひしたいことから追加意見とします。以上です。

**○議長（町田又一君）** お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（町田又一君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。河本竜二君。

**○3番（河本竜二君）** 3番河本竜二。何点か質疑をさせていただきます。

まず1つ目なんですけれども、室戸市の執行部から議員による市職員に対するパワーハラスメント疑惑が室戸市に報告をされたということを書かれております。そのときに私の理解として、個人名もなく、議会としてパワーハラスメントがないように注意をしてほしい、取り組んでもらいたいというような趣旨だと理解をしておりました。それで、本来であれば議員側から調査をするということではなく、行政側の市長が職員を守る、そういう立場からすれば、行政側から議会に対しての請願があつていいのではないかと考えます。その中で3名の議員の方が提出されたのは、役所側からの請願ではなく、議員の立場のほうからされたのはどうしてかということをお聞きをしたいと思っております。

それと、議員をされている方々、自分も含めてでございますけれども、全員ではないかもし

れませんが市の職員の方に対して少なからず声を荒げてしまったりとか感情的になったり、また高圧的な態度になったりしたことはあるかと思えます。そして、このパワーハラスメントは言った側が決めるのではなくて、言われた側がパワーハラスメントだと思えば言った側とは意見の相違にもなってきます。なぜ特定の議員のことを追求するような今回の設置になっているのかお聞きをいたします。

そして、3つ目ですけれども、私は議員が委員となって特別委員会を設置するのではなく、議員個人の感情や思いが入らない、そしてまた職員の方にプレッシャーにならない第三者委員会での設置で取り組むべきが正常ではないかと思えますが、なぜ委員を議員から8名としたのか、また12名の議員がおられますので、なぜ8名としたのかの理由を聞きたいと思えます。

そして、調査結果を公表し疑義があれば関係機関に相談をするとありますが、委員会を設置して調査をして、最終的にどういったことをしていかなければいけないのかをお聞きしたいと思います。

この点について、よろしくお願ひいたします。

○議長（町田又一君） 提出者の答弁を求めます。山本賢誓君。

○11番（山本賢誓君） ただいまの質疑に対して答弁をしますけれども、その3つの中で答弁が抜けてるようなことがあったら、その場で指摘をしてください。

まず、執行部のほうから、時期は忘れましたが8月中だったと思えます。議長宛てにということになるかと思えますけれども、執行部から議会のほうで話し合いをしてくれというようなことがあって議員総会で皆さんが話したことは記憶に新しいと思えます。そのときに今日の提案でも言いましたけれども、まだ議員を特定しているわけではありません、あくまでもA氏ということで報告があったわけですから、委員会がもし設置されればその中で氏名が出てくるということになりますので、これは個人名もなくということでありますけれども、それは……。

○議長（町田又一君） 山本議員、お願いします。

○11番（山本賢誓君）（続） 先ほどから言いましたけど、執行部から提案されたことに対して議員総会でも対応したというところは、これは皆さんも了解だと思います。それから、個人名もなかったということです。それは当然現在もA氏ということで誰かということは分かっておりません。それから、どうして議員がこうしたことをするのかという質疑であったと思えますけれども、これは、議会という組織の一員です、議員は。そして、その組織の一員がそういうふうな行為をすれば、これは議員倫理にも関わる大変重要な問題だと思います。そして、そういうことであるから執行部は執行部、我々議員は議員でそれなりの対応もしなくてはならないというのが今回の特別委員会設置の理由であります。

それから、2番目は特定の議員をとということでしたけれども、これは先ほどの1番で言ったようにまだ名前は分かっておりません。特別委員会を設置して対象事例を調査していく段階で

名前は出てくるということになると思います。

それから、3番目の第三者委員会を設置してということをおっしゃいましたが、ここは特別委員会を設置するためにこうして臨時議会を開いているのでありますから、第三者委員会という意見はこの場では対応のしようがないということでもあります。

それと、委員の定数をどうして8名にしたかということでもありますけれども、これは非常に悩んだところでもあります。約十七、八年ぐらい前に、私ともう一人の議員が、行財政改革特別委員会を立ち上げて、そのときに8名の委員をとということで対応しました。それは、そのときは議員定数が16名か18名、16名やったかと思いますが半分の人間ということでその当時したと。記憶は定かじゃありませんけれども、そういういきさつがあります。そして、その当時、議員定数の半分ということであれば、今回は6名ということですがけれども、それでは少ないのではないかと、多様な意見が聞けないのではないかとということで8名と。これは、以下ということですから、話し合いによっては7名でも6名でもってということには変えていけるんじゃないかとは思っています。

それから、この調査委員会で最終的にどうするのかということでもありますけれども、特別調査委員会では最終判断はできません。そして、パワハラであろうという認定ももちろんできません。そういった中で、執行部と一緒に、議会は議会の対応もしていかななくてはならないということから議会在調査委員会でそういう事態の解明、解明というのはちょっとおかしいですがけれども、どういった事態、事例があったのかということは、先ほども最初に言ったように議員倫理の関係から議会在ぜひ調査するべき必要があるということでもありますから、最終的に執行部とも意見を交え、そしてどういうふうにするのかという検討はしなくてはなりません。

もう一度言いますが、議会在パワハラ認定をしたり、こういうことをしろということはありません。以上です。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、日程第3、議案第1号議員によるパワーハラスメント疑惑調査特別委員会の設置についてを行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 7番澤山保太郎であります。この議員によるパワハラの問題について特別委員会を設置することについて、私は反対を表明するものであります。

第1に、これは先ほどの説明でもありましたように、今年の9月8日に議員総会を開いてお

るわけよね、この問題について。それは秘密の会議ということだったんですが、その場で、パワハラの実態については確認できないと、そういう趣旨の協議をしたと思うんだよね。要するにパワハラ事件であるというふうなことはない。これは執行部も言明したわけでありまして、議会として事実がないものをどうしてまた繰り返すのかね。これは9月8日の議員総会のこと、また再びやるという今の説明だったわけですが、同じことを二度も三度もやっても意味がないわけね。ただ、パワハラの実態があるとかそんなことで議員の活動を萎縮させるというようなことが狙いではないかと思うんだよね。そういう議員自身のパワハラ問題については、やはり十分個人個人ある議会としても失礼がないように、パワハラと思われないように言動に注意せよということ、総会でも議長がそういうふうにご我々全体に対して注意を与えたわけよね。我々もそれを当然了解するところであるわけ。だから、そういうふうにご議員総会で決着がついたことを、それ以外の何かまた別に新たな問題が起こったのであればまた別ですけど、先ほどの質疑の中身からすると議員総会でやったことをもう一回繰り返すというような趣旨だと思うんだよね。そういうふうなことで、この議案については非常にいかがわしいものじゃないかと。根拠がないのにまた繰り返すかえというふうなことになる。

そういうことで、私は反対を表明するものであります。

**○議長（町田又一君）** 次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。久保田浩君。

**○1番（久保田 浩君）** 1番久保田浩。賛成の立場で討論いたします。

我々議員は、市職員の上司に当たる市長と対等に向き合う市議会の構成員です。そして、何より民意によって選出されたという品看板を持っているため、市職員から見れば事実上抵抗または拒否することが困難な立場にあると思われまして。したがって、議員と市職員の間には優越的な関係が生じているのであります。ゆえに、日本各地において議員の職員に対してのパワハラ事件が頻繁に起こるのではないのでしょうか。

議員による職員へのパワハラは、時には公務員の職務執行に対して大きな影響を及ぼし、また大問題に発展することも度々あります。公共事業における入札価格の漏えい、人事関係への不当な介入等各地でパワハラが発展した問題がたくさん見られています。本市と時期を同じくして8月には香川県高松市において、市長が議長に対して議員の職員に対してのパワハラ問題について調査、防止を求める申入れを行っております。高松市では議会が調査委員会を設置して調査等を行っているとお聞きしています。

本市におきましても、9月議会前に執行部から議員による市職員へのパワハラ事件への問題提起がされました。9月8日の議員総会では、議会としていまだに調査、事実確認が行われていないことから、現時点ではパワハラがあったとは判断できないという結論に至りました。執行部に一言お聞きしますが、パワハラがないと判断されましたか。この問題は議会が調査も行わずそのままにしてはいけない問題です。

執行部との適切な関係、市職員が円滑な公正な公務を行うためにも、執行部からの問題提起

に対して議会が特別委員会を設け、調査する必要はあると考えられますので、私は本案に賛成するものであります。良識のある議員の皆さん、どうか御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（町田又一君） 次に、反対討論の河本竜二君。

○3番（河本竜二君） 3番河本竜二。私はパワーハラスメントに対しまして議会で取り組むということ、これは大事かと思えますけれども。まず一番大切なことは議員全員が自覚と共通した認識を持つこと、そして勉強して議会としてパワーハラスメントに対するルールづくり、仕組みづくりをつくっていくことが大事だと考えております。ルールを守らない議員の方が出た場合に対しまして懲罰等を科す、そういった厳しいルールづくりを議会としてつくっていくことが大事だと考えます。議員をされている方は、少なからず職員に対しまして厳しい文言を投げかけたことがあるのではないのでしょうか。そういった状況である議員が委員となって調査をしたときに、職員の方にはプレッシャーにならないのか、そのように考えます。

このパワーハラスメントの問題は誰かの議員を追求して済むことではないと考えています。パワハラ調査をするのであれば、私たち議員の思いや感情が入らない、また職員の方々がプレッシャーに感じない公平な調査ができる第三者機関に託すべきだと考えます。そして、その対象は全議員に対する調査をすることが大事だと考えます。

また、今回の議案は私たち議員のパワーハラスメントに対する自覚、認識そして勉強不足の状況であると私は思っております。そして、決められたルールもありません。準備不足であり無理があると考えます。そして、議長と市長に対しまして専門家等によるパワーハラスメントの勉強会、講習会などを要望いたしまして、以上の理由等によりまして反対の立場といたします。

○議長（町田又一君） 静粛にお願いします。

次に、賛成討論はございませんか。竹中真智子君。

○4番（竹中真智子君） 4番竹中真智子。賛成の意見をちょっと述べさせていただきます。

私、今、総務文教委員会の委員長をさせていただいております。その席上で今回パワーハラスメントの当事者であろうと思われるこの方が委員としてこの委員会におられます。この委員会はそれぞれの課の課長さん、それを補佐する人たちがそれぞれの課に分けられて予算を審議したりする委員会でございますので、お見えになっているいろいろお話を聞いてまいります。その席上でこの委員さんから当時の課長さんに、おまえが、おまえが、おまえらあがというような言葉遣いをされて、そのときの姿勢というのは椅子に座ってますので椅子に座ったままで、腕組みをされて足を組み、後ろにのけぞるような体勢で、おまえが、おまえがというような言葉で課長に言葉を発しておりました。その態度はあまりにも目に余るものでありましたので、すぐにその委員に対して、その言葉遣いはもう少し改めてもらいませんとこれは困りますということを指摘をさせていただきました。それは委員会の真っ最中でありましたけれど。でも、そ

ういうふうには指摘をしました後は、その後の委員会ではそのような態度は見られませんが真摯な態度になっております。

今回、この件につきましては議員総会というものが開かれております。その議員総会の中でも私申し上げましたけれども、そのとき執行部からの話がありました。その話の中で、じゃあそのパワハラを行ったという議員からは話は聞きましたか、あなたたちが今報告しているその話は一方的ではないですか、片方の言い分として話を聞きましたかということをお伺いをいたしましたら聞いていないということでありましたので、片方だけ聞いて判断するような会であってはならないということで、そのとき発言をして、これでは会にならないということの発言をしております。そんな状況でありました。

私は、今回のこの会を立ち上げるというのは賛成をいたします。議員が大いに勉強する場にもなりますし、こうあってはならないんだということを実感するためにも、ぜひこの会は立ち上げていただきたいと思っております。以上です。

○議長（町田又一君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

これをもって日程第3、議案第1号についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第3、議案第1号議員によるパワーハラスメント疑惑調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立少数であります。よって、議案第1号は否決されました。

傍聴の方、静かにお願いします。

次に、日程第4、議案第2号庁舎問題検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

案文につきましてはお手元に配付してあるとおりでございます。

提出者から提案理由の説明を求めます。久保田浩君。

○1番（久保田 浩君） 議案第2号庁舎問題検討特別委員会の設置について、提案理由を述べさせていただきます。

さきの9月議会におきまして現庁舎の耐震改修費用の算出委託料が予算化されました。追加提案されました移転建て替え費用の算出委託料は否決されましたが、市長は市内部で費用の算出を行うと公言されています。庁舎問題に関しては本年5月以降、議会や議員協議会において多くの議論をしてこられました。大事な結論は市長の先延ばし姿勢により、住民投票から長

き時間がたった今でも先送りの状態にあります。市民の多くも現在の状況は望んでいなく、かたくなに移転建て替えに傾注する市長の姿勢に疑問を抱くとともに、不満の声が出されています。庁舎の新築移転か耐震補強かの選択はあくまで議会の議決事項でありますから、議会の場においてできるだけ早期の結論を導き出すような取組が必要であると考えます。また、市長の政治的判断を促すためには賛成反対の意見や議論を踏まえた市議会としての意見が必要であると考えます。

以上の理由により、庁舎問題検討特別委員会の設置を提案するものであります。

議案書のほうにお願いします。

議案第2号庁舎問題検討特別委員会の設置について、下記のとおり庁舎問題検討特別委員会の設置を提案する。1、本議会に庁舎問題検討特別委員会を設置し、8人の委員をもって構成する。2、本議会は、上記特別委員会に対し、次の事項を付託する。(1)庁舎の耐震改修及び移転建て替え計画に関しての調査、検討に関する事。 (2)庁舎の耐震改修及び移転建て替えに必要な財源についての比較検討に関する事。3、庁舎問題検討特別委員会の調査事項については、議会閉会中の継続審査とし、庁舎問題が結論に至るまで存続するものとする。

説明は以上であります。多くの議員の皆様の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（町田又一君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。河本竜二君。

○3番（河本竜二君） 3番河本竜二です。

1点お聞きをいたします。9月議会の庁舎移転予算を否決をされております。その方々が今回提出をされておりますけれども、2番の(2)番のところでございます。庁舎の耐震改修及び移転建て替えに必要な財源についての比較検討に関する事と書かれております。その9月議会で否決をされまして、平等といいますか公平な専門業者による積算ができない状況になっております。そうした中で必要な財源についての比較検討をどのような方向で行えるのか、少しお伺いをいたします。

○議長（町田又一君） 提出者の答弁を求めます。久保田浩君。

○1番（久保田 浩君） 河本議員の質疑にお答えいたします。

先ほど指摘のように、確かに片一方は専門業者での積算、そして片一方については市内部の職員の積算ということで、確かに言われるように精度は若干変わってくると思っております。しか

し、この基本設計の段階で出てくる工事費というのは、結構粗いもんです。ある程度の粗い金額では出てくるとは思っております。

この財源というのは、基本的には例えば補助金を充てるだとか、起債を充てるだとか、そういった部分での財源です。ですから、現庁舎の耐震改修については今のところ財源は一般財源です。移転建て替えについては、市長執行部が説明するような有利な起債の分も当たるというのはありますので、そういったものも含めての財源です。この現庁舎の耐震改修でも恐らくは過疎債だとか、そういったものも入ってくるとは思いますので、そういったことも含めての財源の検討と言っております。事業費については確かにおっしゃるとおり精度は若干変わってくるとは思います。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 7番澤山です。質疑をいたします。

これは庁舎移転問題について調査をするということですが、財源のことについてだけ具体的に調査が上がってるわけよね。一番市民が關心してる場所は費用なんだよね。補強工事をするにしても新築移転するにしても、どのくらい費用がかかるかということが最大の関心事なんだよね。財源は何とかなるでしょう、ふるさと納税やら過疎債やいろんなものがそりゃ使えばお金は出てくるだろうと思うんだよね。費用については調査しないのかということになるわけだ、これだったらね。

それから、庁舎建て替えあるいは補強工事する場合でも、この庁舎がどういう状態かということ、耐震診断が出ているわけなんだよね。令和元年にキュウアンドキュウの高知の業者が耐震診断書を出しているわけ。耐震診断書を調査の具体的な項目には上げないのかということよね。この建物がどのくらいもつのか、今は40年目、まだ20年ぐらいあるんだけど、そういう状態を把握するためには耐震診断書しかないわけよね。我々が金づち持ってトントンたたいて調べるわけにいかんわけですからね。専門業者が耐震診断書を出してる、それを少しも問題にせず、どうして何を判断できるんです。費用の問題、耐震診断書の問題、こういうものを具体的に調査項目に上がらないかんわけよね。こんなふうな作文で議案を通そうなんていうようなことに賛成できるわけがないわけです。もう、我々のほうからどうのこうのじゃなく、執行部が出してくるものについて我々是对応すればええわけであって、これがいい、あれがいいというようなことをもう言うときじゃない。今室戸市はそれどころじゃないんだよね。どんどんどんどん店は潰れていって人口が減少、そういう対策にお金を使わないかんということなんだ。財源を心配してるような、庁舎の建て替えの財源を心配をするようなそんな調査委員会なんかつくる必要はないと私は考えます。以上です。

○議長（町田又一君） 傍聴の皆さん、静かに。何度も私のほうからお静かにというのもそろそろ限界に来ておりますので、もうこれ以上騒がないようにお願いします。

久保田浩君の答弁を求めます。

○1番（久保田 浩君） 澤山議員に、質疑に対してお答えいたします。

費用についてですけれども、今回9月補正予算で組まれて、耐震改修の費用算出の委託料を認めております。

これについては既にもう設計会社とは契約は終わっていると思います。今の段階でいうと、この庁舎っていうのは基本設計です。基本設計っていうのは、あらのやつで、ざっくりと何十億円であるとか20億円であるとか、そういったふうな費用は出てきます。先ほど言いましたその費用というのはこの中の(1)の計画の中で策定をされてきます。ですから、費用については出てまいります。

それと、そのもう一つの耐震補強についての話ですけれども、議員御指摘のとおり、耐震診断、もう既に執行部がやられています。この診断書を基に、まずは設計は始まると思います。あの診断書がもう一度診断し直すべきであるとか、そういった判断があれば、恐らくは出てくると思うんですけれども、あの診断書を基にの耐震補強の設計です。以上です。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 澤山保太郎君の2回目の質疑を許可いたします。

○7番（澤山保太郎君） 補強工事等の見積り費用の業者委託はもう決まっておりますと言われましたよね。どこの業者が幾らで落札したか、御存じだろうと思うので答えてもらいたい。

○議長（町田又一君） 久保田浩君の答弁を求めます。

○1番（久保田 浩君） 澤山議員にお答えいたします。

私が執行部ではないんですけれども、契約金額は詳細に聞いておりません。ただ、11月の下旬に高知のハウジングさんという業者さんに決まったという話は聞いております。以上です。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 3回目の質疑を許可します。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 落札をもうして、高知のハウジング総合コンサルタントというところがもう決定しているということでもあります。この落札の状況がどうであったかということなんだよね。これは予定価格が2,100万円ぐらいのところ、最低制限価格が1,658万円、その最低制限価格ぴったりで落札している。こんなことはあり得ない……。

○議長（町田又一君） 元に戻してください。

○7番（澤山保太郎君）（続） こういう状況では、既に業者に委託しておるというて、そんなことを説明できるわけがないわけ。官製談合の疑いがあるということになるわけ、最低制限価格ぴったりの中したなんていうことはあり得ないことやからね。こういうふうな状況では比較するとかなんとかというても……。

○議長（町田又一君） 澤山議員、今の議題は庁舎問題検討特別委員会を設置するかしないかということで。

○7番（澤山保太郎君）（続） だから、そういう費用を比較するとかというても、比較する

対象がおかしかったら比較にもならんわけよ。比較するというか、書いてあるんだ。だから、これはもう我々のほうでどうのこうのすることはできないわけよね。執行部が責任持って提案してくるならそれに対応するで十分なんだよね。しかし、もう今そんな庁舎の問題どころじゃないんだぞ、財源問題、財源をそっちへまわすようなときではないんだ。市民のために財源を使わないかんときに、なぜ特別委員会をまたつくって財源の心配までどうしてせにやいかんの。そういうことを私は、これは質疑でありましたが、どうぞ答えてください。

○議長（町田又一君） 提出者の答弁を求めます。久保田浩君。

○1番（久保田 浩君） 澤山議員の質疑といたしまししょうか、私への質疑ではないとは思いますが、対してお答えいたします。

今回のこの特別委員会をつくるという趣旨っていうのをあまり理解されてないようですので、はっきりと言わさせてもらいますが、この特別委員会を設置しない場合は議会は調査権はありません。議長に要請していただいて議長から市長にお願いし、そしてやっといわゆるこういった設計内容とかそういったものは出していただけることになります。

今回の委員会を設けようと思ったその理由っていうのは、議会の調査権をしっかりと持つということでの特別委員会を求めたものでありますので、その点だけはちょっと御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、日程第4、議案第2号庁舎問題検討特別委員会の設置についてを行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 7番澤山であります。

先ほど質疑の中でも指摘しましたとおり、この提案の内容は調査特別委員会をつくるという、一体何を調査するのか、具体的なことはただ1つ、財源なんですね。建設費用の財源、このことを調査するという。財源については今までの説明会などでも、いろいろな基金を使う、あるいは過疎債を使うとか、そういう説明は何回もされとるわけ。我々が特別委員会を立ち上げて、心配して検討するというようなものじゃないわけ。我々が一番問題にしてるのは、その巨額の費用を箱物行政のために使っているのか、市民がこんだだけ苦しんで、いろんな店がどんどん潰れてる、そっちの方向に財源を使うべきではないのかということが市民の一番の関心事。建物の財源についてわざわざ特別委員会を設置する、そんな必要はないということなんだよね。先ほども申しましたとおり、一番大事なのは、耐震補強にしても建て替えにしても、現在のこの建物、市役所の庁舎がどうなんだということなんだよね。大丈夫なのかどうか、それ

を我々自身が目で見て確かめるということは限界があるわけですからね。専門業者が診断を下してるんだ、令和元年に。小松前市長が恐らく注文して、現在の植田市長がそれを受け取ってるわけよね。その耐震診断こそ我々が調査したり検討したりして勉強したりして、業者を呼んで説明させるとかというようなことをすべきなんだよね。そういう調査委員会ならいいんだけど、そんなことは全然書いていないんだ。ただ財源を検討とします。こんなことに箱物行政を作るための財源を、何で我々が調査したり検討したりしなきゃならんのです。全く市民の感覚と外れた、こういうふうな委員会をつくる必要は全然ない。執行部が必要だったら執行部が提案してくるだろう。それに対応したらええんだよな。そういうことでありますので、私はこの提案に絶対反対いたします。以上です。

○議長（町田又一君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。山本賢誓君。

○11番（山本賢誓君） 山本。賛成討論を行います。

こういったことに関しては賛成反対あるのは当然で、それぞれの御意見はあって当然だと思います。私は私なりの賛成で討論を行います。

庁舎問題に関しましては、本年5月に選挙が終わって以降、議会においてあるいは議員協議会等で幾度も議論がなされてきたところであります。しかしながら、大事な結論は、室戸市例の先延ばしにより答えが出ていない。住民投票から長きの時間もたっておるのに答えが出ていないというのは、私は議会として対応が遅過ぎるという声を多数聞いております。早期に結論を求められている室戸市議会の一員として、じくじたる思いも持っております。

さきの議会においても新築移転関連の予算は否決されましたけれども、それでも市長の姿勢は新築移転に向けた関連業務の継続であり、議会での新築移転関連予算の否決という重要な決定も市長の腹の中には自ら室戸市の行政判断の中に組み入れられてはいないということであります。そういった市長の多数決議決に真っ向から反対する議会を軽く見ているのではないかと思う姿勢には私も大きな疑問を持つところであります。

しかしながら、先ほども反対討論とかの中であつたようですけれども、新築移転を、市長がこの旗を降ろさない限り、新築移転予算はついてきます。職員による暫定設計ということも言ってますけれども、結局は実施になってくれば予算を組まなくてはなりませんから、当然その予算が入ってくることは間違いのないことであります。この特別委員会に予算がないといっても、それは今から新築移転にするのか、そして耐震補強にするのかということを経験をかけてこの特別調査委員会で検討しなくてはならない。それが調査委員会の大きな目的で、調査という言葉は入っておりません、検討特別委員会の大きな目的でもあろうかと思えます。そして、新築移転は当然その中にも入ってこないかん、予算案が出てくる可能性があるわけですから、それも検討しなくてはならない。

それと、住民投票で是非を問うたのは新築移転か耐震補強で住民の是非を問うております。ただ、その中で、後々意見も変わってきておりますけれども、耐震補強という大きな枠組みの

中でもいろいろと選択肢があると思います。ゼロか100かの答えではなくて、どういったことが一番いいのかと。そして、市民の安心・安全で守れる方法はどうかということも我々は議会として考えなくてはなりません。例えば全く何もしないという選択肢もあります。どんなに傷んでも、復興は必ずしますから、それはちょっと時間がかかっても復興はできていくということで、何もしないという選択肢もあります。それから、耐震補強工事のみ、これも選択肢の中です。それから、耐震補強工事と住民に大きな迷惑をかけるであろう地下と1階の執務室の被害を防ぐための2階への移転。そして、もう一つの選択肢は地下1階のみを2階に上げて住民のサービスが落ちないようにすると。そういった選択肢がこの検討委員会の中で検討ができるわけです。ゼロか100かの答えでは前向きな答えは出てこないということを私は思っております。

それから、9月議会で示された西庁舎新築工事という名前、これに過剰反応する必要は全くありません。これはあくまでも西へ建物を建てるであろうということ、これはさきのやすらぎでやった検討会でも反対派の議員のみんながそういう案を提案をしたわけですよ、執行部のほうに。そういうことに関して、執行部が配慮してくれて出たやつが西庁舎に、新たな構造物を造るということで、豪華な西庁舎とかそういったものではないということを認識しなくてはならないということでもあります。そして、先ほど言ったように、そうしたいろいろの選択肢の中から最良のを選んでいけるようにする、それを私はこの特別委員会で判断をすればいいというふうに思っております。

市長が新築移転の旗を降ろさない限りはこういった検討がずるずるずるずる2年先の市長の任期いっぱいまで続くかも分かんない。そういったことのないように、市民の方々は早期の結論を待っていますから、できるだけ早く検討委員会で検討してまとめて市長に報告するというふうな形をとるのが、市民の負託に応える私たちの最善の策であろうと思います。唯一の方策だと思っておりますので、ぜひ皆様方には御協力をお願いしたいと。批判をするだけでは何も生まれません。最初の見事なまでに否決をされたパワハラ問題とこの2つの議案に対して、私は全く根回しをしておりません。そういう機会もありましたけれども、これはどうしてしなかったかということ、市民の負託に応えなくてはならない、そういったことも含めて、議員の皆さんの、市民に対する議会の誠意を期待をしているからであります。そういうことで、私の賛成討論といたします。

**○議長（町田又一君）** 傍聴されている皆さんに申し上げます。

傍聴人は騒ぎ立てることは禁止をされておりますので、厳粛にお願いをします。なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じますから、念のため申し上げておきます。

反対討論のある方。池田教子君の反対討論を許可いたします。

**○2番（池田教子君）** 2番池田教子。庁舎問題検討特別委員会の設置について、反対の立場

として討論させていただきます。

私は、室戸市の将来をどうするかという庁舎改修問題について議員同士で検討し、議論を交わす特別委員会の設置に対して反対するものではありません。

しかし、提案されている、1、本議会の庁舎問題検討特別委員会を設置し8人の議員をもって構成するとあります。8人とした根拠が理解できません。人選はどうするのか、誰が委員から外れるのか。私たち12名の議員は、4月の統一地方選挙で焦点となった庁舎改修について、それぞれの立場でそれぞれの考えで主張し、市民の皆様からの熱い思いの負託を受けてここにいます。8名の委員で構成するとなると、あとの4人に負託した市民の声は届かないことにはならないでしょうか。庁舎建て替え移転か改修かの、室戸市の未来図を決定する大きな問題は、限られた議員だけではなく、12名全てで構成されるべきであるという思いから、この議案について反対といたします。議員の皆様のお賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（町田又一君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

これをもって日程第4、議案第2号についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第4、議案第2号庁舎問題検討特別委員会の設置についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立少数であります。よって、議案第2号は否決をされました。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に委任をされました。

これをもちまして令和5年11月第8回室戸市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時16分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

〃 議員

〃 議員